

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第17号

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第2（第20条関係）		
1及び2（略）		
3 自動車リサイクル法の規定による登録、許可等に関する事務		
（略）		
自動車リサイクル法第70条第1項の規定による破砕業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件	<u>67,000円</u>
4（略）		

改正前		
別表第2（第20条関係）		
1及び2（略）		
3 自動車リサイクル法の規定による登録、許可等に関する事務		
（略）		
自動車リサイクル法第70条第1項の規定による破砕業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件	<u>75,000円</u>
4（略）		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（環境部生活環境課）